



令和4年6月21日

令和4年第5回高山市議会定例会 追加提出議案について

- ・ 予算案件 1件
- 計 1件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	石腰 洋平
係名	法制・選挙係
係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

令和4年第5回高山市議会定例会 追加提出議案の概要

議第53号 令和4年度高山市一般会計補正予算（第4号）

（別冊）

補正額	117,300千円（補正後48,735,138千円 当初予算に対し2.2%増）	
内 容	新型コロナウイルス感染症対策関係	94,000千円
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付	72,000千円
	新型コロナウイルス対策教育旅行促進事業補助金の増額	12,000千円
	雇用調整支援事業補助金の増額	10,000千円
	原油価格・物価高騰等対策関係	23,300千円
	原油価格・物価高騰等対策資金融資利子補給金	21,000千円
	食材価格高騰に伴う古川国府給食センター利用組合負担金の増額	1,400千円
	食材価格高騰に伴う公立保育園給食賄材料費の増額	900千円

別紙①

別紙②

別紙③

別紙④

別紙⑤

別紙⑥



令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金について

市では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、**物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため**、令和3年度から実施している住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象となっていない世帯のうち、**新たに令和4年度分の住民税が非課税となった世帯等に対し給付金を支給**します。

1 対象世帯

令和4年6月1日に市の住民基本台帳に登録されている方のうち、次の条件を満たす世帯

(1) 住民税非課税世帯

世帯全員の令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

(2) 家計急変世帯

令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ただし、(1)と(2)共に、次の世帯は除く

①市町村民税均等割が課税されている者に扶養されている方のみで構成される世帯

②令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を受けた世帯

(住民税非課税世帯の対象であるが未申請の世帯を含む)

2 支給額

一世帯につき10万円

3 申請方法

(1) 住民税非課税世帯 7月上旬(予定)に市から確認書を送付(要返送)

(2) 家計急変世帯 ご自身での申請が必要

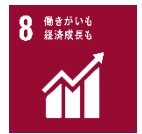
4 申請期限

令和4年9月30日まで

5 事業費

7,200万円(国補助10/10)

問 合 先	
担当課	福祉部 福祉課
課長	石原 隆博
係名	援護係
係長	桑山 誠司
連絡先	電話(直通 0577-35-3139) (内線 2955)



教育旅行誘致の促進について（拡充）

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要の回復の見通しが立たない中、令和4年度の教育旅行の行き先や時期の変更の動きが多い3月から積極的に誘致し、来訪される生徒及び引率者（以下、「学生等」という。）による市内消費喚起と、若年層の飛騨高山ファンの拡大を目的として教育旅行クーポンを配布してまいりましたが、**更に秋季の需要に対応するため、事業費を増額して引き続き事業を実施**します。

1. 概要

教育旅行で来高される学生等に対し、一人当たり1,000円分の教育旅行クーポンを配布し、市内利用可能店舗での消費喚起を促進

※ただし、新型コロナウイルス感染症のまん延状況及び国・県等の対策方針等を踏まえ、県外からの集客や感染拡大に繋がる恐れのある期間については、補助対象外となる場合あり

(1) 対象者

高山市内外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学生等が、修学旅行、遠足、校外学習などにより高山市内に宿泊する教育旅行で、感染防止対策に十分留意されていることが条件

(2) クーポン額面等

額面は1枚100円とし、1人に対し1セット1,000円分を配布
(100円券×10枚)

(3) 教育旅行対象期間、商品券の使用期限及び換金期限

対象期間 令和4年4月18日～令和4年11月30日（予定）

使用期限 チェックアウト当日まで

換金期限 令和4年12月26日まで（予定）

(4) 商品券取扱加盟店の登録

市内に本店を有している事業者が加盟登録した市内店舗を対象
取扱加盟店の登録は、随時登録受付

2. クーポン申請方法

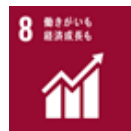
クーポンの利用を希望する学校等は、原則として旅行代理店を経由して、(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会に申請書を提出

同協会が申請書の内容を確認後、必要枚数を旅行代理店に発送

3. 事業費

1,200万円

問 合 先	
担当課	飛騨高山プロモーション戦略部観光課
課長	清水 浩一
係名	誘客戦略係
係長	田中 一樹
連絡先	電話（直通 0577-35-3145） （内線 2217）



事業者における継続雇用の支援について

市では、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、「高山市雇用調整支援事業補助金」を延長して実施することにより、**事業活動の縮小を余儀なくされている事業者を支援するとともに、休業手当等の支払い率の向上を支援し、雇用調整助成金等の助成率に起因する労働者の所得減少の抑制を図ります。**

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が雇用者に対して一時的に休業等の措置を行った場合、雇用の維持を図るため、国は雇用調整助成金等の特例措置を9月まで延長することを決定（参考資料）

市では、今回の特例措置の延長に伴い、事業者負担への助成を9月休業分まで延長して実施

事業者が国の原則的な措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合において、労働者の賃金相当額または国の上限額のいずれか低い方と国の助成金額の差額を助成

ただし、緊急事態措置、まん延防止等重点措置による市民や観光客の外出や移動の自粛により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主（国の「地域特例」※1）および新型コロナウイルス感染症の影響により、前年または前々年と比較して売上等が30%以上減少している事業主（国の「業況特例」※2）が、国の特例措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合においては、労働者の賃金相当額と国の助成金額の差額（事業者負担分）を全額助成

なお、休業支援金等の支給を受けた労働者についても同様とします。

2 事業費

1,000万円

参考資料

雇用調整助成金等の特例措置【国】

・雇用調整助成金等（中小企業の場合）

		1・2月	3～9月
原則的な措置	助成率	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)
	日額上限額	11,000 円	9,000 円
地域特例※1	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	日額上限額	15,000 円	15,000 円
業況特例※2	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	日額上限額	15,000 円	15,000 円

※かっこ書きの助成率は解雇等を行わない場合

地域特例※1

緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

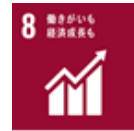
業況特例※2

生産指標が最近3か月の月平均で前年または前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

・休業支援金等（中小企業の場合）

		1月～9月
原則的な措置	助成率	8割
	日額上限額	8,265 円
地域特例※1	助成率	8割
	日額上限額	11,000 円

問 合 先	
担当課	商工労働部 雇用・産業創出課
課長	太江 敦
係名	雇用・産業創出係
係長	柚村 守一
連絡先	電話（直通 0577-35-3182） （内線 2796）



原油価格・物価高騰等の影響を受けている 市内事業者に対する支援制度の創設について

市では、原油価格や物価高騰等の影響を受けている市内中小事業者の資金繰りの円滑化を図るため、これらの影響により業況等が悪化している事業者を対象として、**新設された県の融資制度に対する利子補給を実施**します。

1 対象となる融資制度（予定）

（1）融資制度名

県制度融資：原油価格・物価高騰等対策資金

（2）融資条件

融資限度額：運転資金4,000万円 設備資金2億円

償還期間：運転資金7年以内（据置1年以内）

設備資金15年以内（据置2年以内）

融資利率：年1.2%

信用保証料：なし（県が全額負担）

※原油価格や物価高騰等の影響を受け、セーフティネット保証5号認定を受けることが必要

2 支援内容

融資実行日から3年間に支払われた利子（年利1.2%以内の額）を全額補給

3 対象事業者

市内に事業所がある中小事業者

4 対象要件

令和4年7月1日から令和5年3月31日までの上記融資実行分

5 事業費

2,100万円

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）



物価高騰に伴う給食費の食材費助成事業について (古川国府給食センター利用組合分)

コロナ禍における物価高騰による、**学校給食の食材価格の上昇分を助成**することで、**保護者の負担を増やすことなく**学校給食の円滑な供給を実施します。

1 概要

高山市と飛騨市で一部事務組合を設けて運営している古川国府給食センターが提供する給食の食材について、昨年度と今年度の価格を比較すると、3%を超える影響がみられ、今後もさらに上昇することが予想される

食材価格の上昇が続く中、学校給食法で規定する「学校給食摂取基準」に基づき、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を提供するため、食材費の価格上昇分を高山市と飛騨市が利用食数に応じ助成

2 助成対象

古川国府給食センターが配食する給食の食材費
(国府小学校及び国府中学校分)

3 事業費

140万円

助成総額 400万円 (高山市負担 35%、飛騨市負担 65%)

問 合 先	
担当課	教育委員会事務局教育総務課
所長	南元 伸一
係名	学校給食センター
係長	田中 智子
連絡先	電話 (直通 0577-32-6218) (内線 2973)



物価高騰に伴う給食費の食材費助成事業について (公立保育園分)

市では、コロナ禍における物価高騰による、公立保育園の食材価格の上昇に対応するため**賄材料費を増額**することで、**保護者の負担を増やさず**ことなく保育園給食の円滑な提供を実施します。

1 概要

令和4年度の保育園給食における食材価格は上昇傾向にあり、今後もその傾向が続くことが予想される

食材価格の上昇が続く中、国の食事摂取基準に基づき、これまでどおり栄養バランスや量を保ちながら給食を提供するため、公立保育園における賄材料費を増額

2 実施対象

令和4年7月から令和5年3月までに提供する保育園給食の賄材料費

3 事業費

90万円

4 その他

私立保育園、私立幼稚園については、県が直接支援する予定



問 合 先	
担当課	福祉部 子育て支援課
課長	浅野 嘉文
係名	保育園管理係
係長	藤白 稔
連絡先	電話 (直通 0577-35-3140) (内線 2938)